

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和2年度）

住 所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

事業者名 横浜市交通局

代表者名 横浜市交通事業管理者 三村 庄一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
関内駅、 阪東橋駅、 新横浜駅、 上大岡駅	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー整備を含めた駅の大規模改良工事を進める。 関内駅（2020年度完了予定）、阪東橋駅（2021年度完了予定）、新横浜駅（2022年度完了予定）、上大岡駅（2023年度完了予定） ・大規模改良工事においてトイレをリニューアルする。 関内駅（2019年度完了）、阪東橋駅（2019年度完了）、新横浜駅（2020年度完了予定）、上大岡駅（2022年度完了予定） 	大規模改良工事については、阪東橋駅（2021年度完了予定）、新横浜駅（2022年度完了予定）、上大岡駅（2023年度完了予定）ともに計画どおり進めている。 2020年度は大規模改良工事について関内駅、トイレリニューアルについて新横浜駅が完了した。

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
介助及び啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降時に係員による介助を行う。 ・「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンに参加し、お困りのお客様に対して職員だけでなく、お客様にも助け合いのお声かけにご協力をお願いする。 	必要に応じて介助を行うとともにキャンペーンを計画通り実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅構内案内設備の設置	・点字および音声で駅構内の案内ができる設備（音声案内付触知案内板）を順次設置する。	駅構内案内設備については、新羽駅、北新横浜駅、横浜駅、関内駅に設置した。 トイレ案内設備については、北新横浜駅、関内駅、新横浜駅に設置した。 エスカレーター案内装置については、新横浜駅の一部、高島町駅に設置した。
トイレ案内設備の設置	・点字および音声でトイレの構造の案内ができる設備（音声案内付触知案内板）を順次設置する。	
エスカレーターへの音声案内装置の設置	・エスカレーターに行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を順次設置する。	

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
研修の実施	駅係員への実技を伴うバリアフリー研修について、受講者を昨年度より増やして実施する。	バリアフリーに関する研修を計画通り実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

--

(3) 報告書の公表方法

横浜市交通局ホームページに掲載 URL : https://www.city.yokohama.lg.jp/kotsu/kigyo/anzen/sonotataisaku.html
--

(4) その他

--

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（令和3年3月31日現在）

鉄道事業者名	駅名	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	無人駅の有無	公共交通移動円滑化促進法第5条の3第1項の有無	段差への対応の有無	プラットフォームの高さの差	エレベーターの有無	エスカレーターの有無	エレベーター以外の移動手段の有無	エレベーター以外の移動手段の有無	エレベーター以外の移動手段の有無	エレベーター以外の移動手段の有無	エレベーター以外の移動手段の有無	エレベーター以外の移動手段の有無	エレベーター以外の移動手段の有無	エレベーター以外の移動手段の有無	エレベーター以外の移動手段の有無	エレベーター以外の移動手段の有無	エレベーター以外の移動手段の有無	エレベーター以外の移動手段の有無	エレベーター以外の移動手段の有無	エレベーター以外の移動手段の有無	エレベーター以外の移動手段の有無															
横浜市交通局	瀬谷	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市中区	34,875			○	1	1	1	(1)基	3	基		基		箇所				○	×	○	○	○	○	1	○												
横浜市交通局	下飯田	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市泉区	5,046			○	1	1	1	(1)基	1	基		基		箇所						×	○	○	×	1	○												
横浜市交通局	立埜	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市泉区	18,217			○	1	1	1	(1)基	4	基		基		箇所						×	○	○	×	1	○												
横浜市交通局	中田	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市泉区	13,887			○	1	1	3	(3)基	7	基		基		箇所						×	○	○	×	1	○												
横浜市交通局	緑ヶ丘	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市泉区	14,379			○	1	1	3	(3)基	8	基		基		箇所						×	○	○	×	1	○												
横浜市交通局	戸塚	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市戸塚区	63,849			○	1	1	2	(2)基	6	基		基		箇所						○	○	○	○	○	1	○											
横浜市交通局	舞園	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市戸塚区	4,469			○	2	2	3	(3)基		基		基		箇所						○	○	○	○	×	2	○											
横浜市交通局	下永谷	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市港南区	8,976			○	2	2	3	(3)基	2	(1)基		基		箇所						○	○	○	○	×	2	○											
横浜市交通局	上永谷	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市港南区	29,114			○	2	2	3	(3)基		基		基		箇所							×	○	○	×	2	○											
横浜市交通局	港南中央	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市港南区	15,323			○	2	2	3	(3)基	3	(3)基		基		箇所						○	○	○	○	○	○	2	○										
横浜市交通局	上大岡	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市港南区	57,119			○	1	1	2	(2)基	2	基		基		箇所							○	○	○	○	○	1	○										
横浜市交通局	弘明寺	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市南区	15,990			○	2	2	3	(3)基		基		基		箇所						○	○	○	○	×	2	○											
横浜市交通局	藤田	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市南区	17,384			○	2	2	3	(3)基	2	基		基		箇所						○	○	○	○	○	○	2	○										
横浜市交通局	吉野町	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市南区	13,030			○	1	1	2	(2)基		基		基		箇所						○	○	○	○	○	○	1	○										
横浜市交通局	飯塚橋	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市中央区	17,908			○	1	1	2	(2)基		基		基		箇所						○	○	○	○	○	○	1	○										
横浜市交通局	伊勢佐木長者町	高速鉄道1号線	神奈川県横浜市中央区	12,931			○	1	1	2	(2)基	2	基		基		箇所						○	○	○	○	×	1	○											
横浜市交通局	開内	高速鉄道3号線	神奈川県横浜市中央区	32,490			○	2	2	4	(4)基	6	基		基		箇所						○	○	○	○	○	○	2	○										
横浜市交通局	桜木町	高速鉄道3号線	神奈川県横浜市中央区	28,992			○	1	1	1	(1)基	3	基		基		箇所						○	○	○	○	○	○	1	○										
横浜市交通局	高島町	高速鉄道3号線	神奈川県横浜市西区	7,817			○	1	1	2	(2)基	6	基		基		箇所						○	○	○	○	○	○	1	○										
横浜市交通局	横浜	高速鉄道3号線	神奈川県横浜市西区	102,344			○	1	1	2	(2)基	4	基		基		箇所						○	○	○	○	○	○	1	○										
横浜市交通局	三ツ沢下町	高速鉄道3号線	神奈川県横浜市神奈川区	10,049			○	2	2	3	(3)基	7	(2)基		基		箇所						○	○	○	○	×	2	○											
横浜市交通局	三ツ沢上町	高速鉄道3号線	神奈川県横浜市神奈川区	10,721			○	2	2	3	(3)基	8	(5)基		基		箇所						○	○	○	○	×	2	○											
横浜市交通局	片倉町	高速鉄道3号線	神奈川県横浜市神奈川区	16,798			○	2	2	3	(3)基	5	(3)基		基		箇所						○	○	○	○	×	2	○											
横浜市交通局	崖根公園	高速鉄道3号線	神奈川県横浜市港北区	8,976			○	2	2	3	(3)基	2	(2)基		基		箇所						○	○	○	○	○	○	2	○										
横浜市交通局	新横浜	高速鉄道3号線	神奈川県横浜市港北区	44,852			○	1	1	4	(4)基	5	基		基		箇所						○	○	○	○	○	○	1	○										
横浜市交通局	北新横浜	高速鉄道3号線	神奈川県横浜市港北区	10,314			○	1	1	1	(1)基	1	基		基		箇所						○	×	○	○	×	1	○											
横浜市交通局	新羽	高速鉄道3号線	神奈川県横浜市港北区	17,248			○	2	2	2	(2)基	3	基		基		箇所						○	×	○	○	×	2	○											
横浜市交通局	仲町台	高速鉄道3号線	神奈川県横浜市都筑区	23,959			○	2	2	2	(2)基	2	基		基		箇所						×	○	○	×	2	○												
横浜市交通局	センター南	高速鉄道3、4号線	神奈川県横浜市都筑区	44,343			○	2	2	4	(4)基	7	基		基		箇所						○	○	○	○	○	○	2	○										
横浜市交通局	センター北	高速鉄道3、4号線	神奈川県横浜市都筑区	43,389			○	2	2	3	(3)基	10	基		基		箇所						○	○	○	○	○	○	2	○										
横浜市交通局	中川	高速鉄道3号線	神奈川県横浜市都筑区	12,926			○	2	2	3	(3)基	5	基		基		箇所						×	○	○	×	2	○												
横浜市交通局	あざさ野	高速鉄道3号線	神奈川県横浜市青葉区	56,266			○	1	1	3	(3)基	7	基		基		箇所						○	○	○	○	×	1	○											
横浜市交通局	中山	高速鉄道4号線	神奈川県横浜市緑区	22,518			○	○	1	1	3	(3)基	10	基		基		箇所					○	○	○	○	○	○	1	○										
横浜市交通局	川和町	高速鉄道4号線	神奈川県横浜市都筑区	6,332			○	○	1	1	3	(3)基	2	基		基		箇所					○	○	○	○	○	○	1	○										
横浜市交通局	都筑ふれあいの森	高速鉄道4号線	神奈川県横浜市都筑区	15,887			○	○	1	1	(1)基	2	基		基		箇所						○	○	○	○	○	○	1	○										
横浜市交通局	北山田	高速鉄道4号線	神奈川県横浜市都筑区	19,820			○	○	1	1	3	(3)基	7	基		基		箇所					○	○	○	○	○	○	1	○										
横浜市交通局	基山田	高速鉄道4号線	神奈川県横浜市都筑区	7,828			○	○	1	1	(1)基	2	基		基		箇所						○	○	○	○	○	○	1	○										
横浜市交通局	高田	高速鉄道4号線	神奈川県横浜市港北区	12,441			○	○	2	2	3	(3)基	9	基		基		箇所					○	○	○	○	○	○	2	○										
横浜市交通局	日吉本町	高速鉄道4号線	神奈川県横浜市港北区	12,082			○	○	1	1	(1)基	2	基		基		箇所						○	○	○	○	○	○	1	○										
横浜市交通局	日吉	高速鉄道4号線	神奈川県横浜市港北区	56,455			○	○	1	1	3	(3)基	8	基		基		箇所					○	○	○	○	○	○	1	○										
	(合計)											40	40	駅	35	6	駅						0	駅	11	11	駅			39	駅	40	駅							
												98	(98)	基			163	(16)	基					0	基	14	(14)	箇所			8	駅	26	駅	30	駅	40	駅	23	駅

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 8. エスカレーター設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。